

Para mais informações

中濃大橋

日産自動車
NISSAN

Boi Bom

Mobil

41

どたしょうがっこう
土田小学校
PRIMÁRIO
Elementary
school

可児市教育委員会 学校教育課 ばら教室 KANI
 BARA KYOUSHITSU KANI do Conselho de Educação da cidade de kani
 BARA KYOSHITSU KANI Kani City Board of Education, School Education Division



可児市教育委員会 学校教育課

ばら教室KANI要覧



かにしきょういくいいんかい がっこうきょういくか ばらきょうしつかに
可児市教育委員会 学校教育課 ばら教室KANI

BARA KYOUSHITSU KANI do Conselho de Educação da cidade de kani



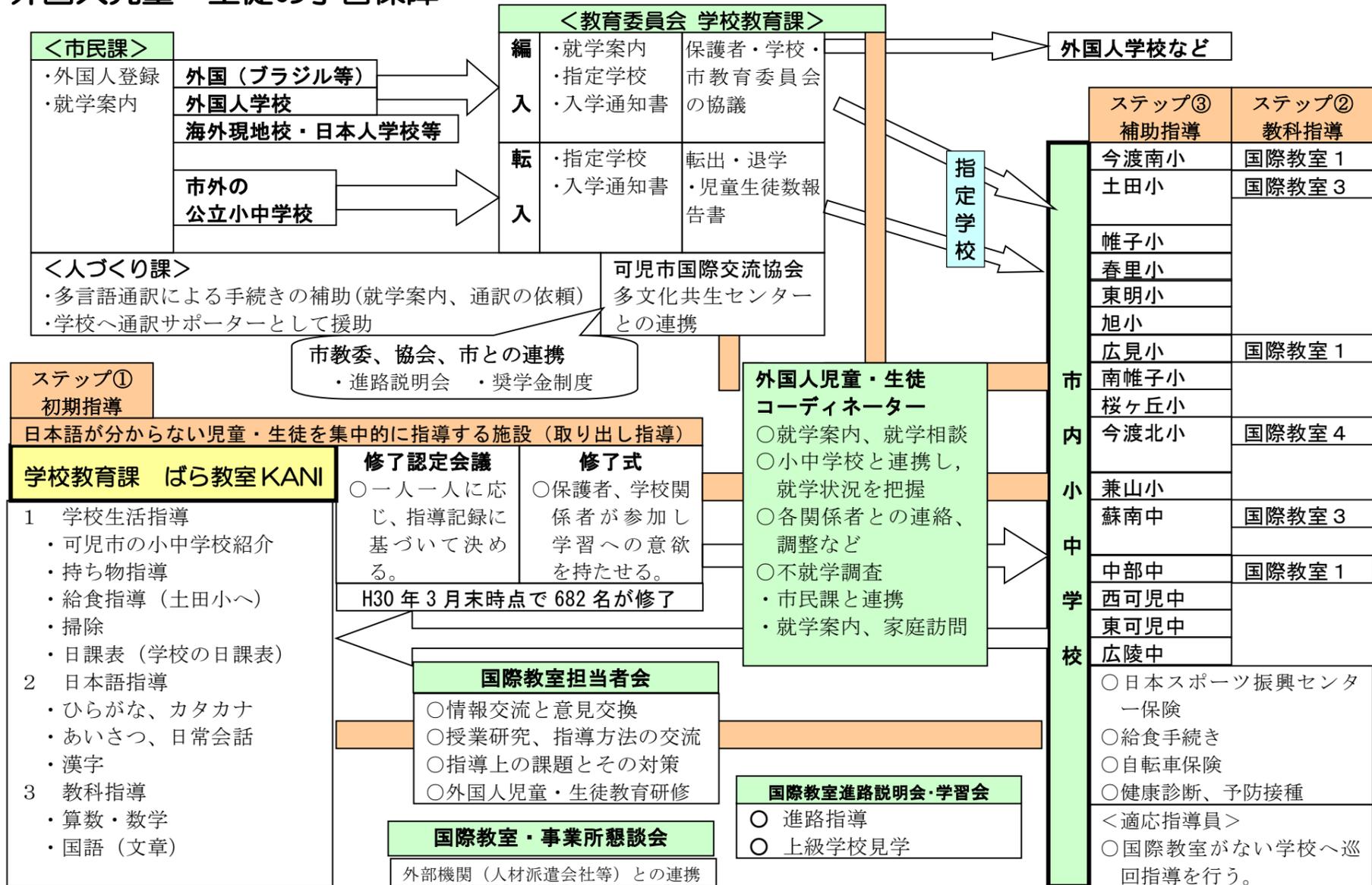
〒509-0206
Tel/Fax 0574-27-4343

かにしどた
可児市土田3795-3

対応時間
月～金
8:30～17:00

barakani@ma.ck.ne.jp

外国人児童・生徒の学習保障



【配慮事項】

＜転入手続きについて＞
 ◆年齢相当学年に編入する手続きを行う。

＜中学校3年生の対応について＞
 ◆卒業後の進路を考えて、該当生徒の不利にならないように慎重な対応を行う。

＜小学校新1年生の対応について＞
 ◆1年生は該当小学校に入学する。
 ◆日本語に困難のある1年生は入室する。

＜就学該当年齢以外の児童・生徒について＞
 ◆「ばら教室 KANI」は、小中学校該当児童・生徒を対象にしている。

＜学校不適応児童・生徒について＞
 ◆その都度、事例ごとに「ばら教室 KANI」と相談する。

＜転出・出国について＞
 ◆「可児市在住外国人の転出等にかかる手続要項」に従い、手続きを行う。

【可児市の外国人児童・生徒数の推移】
 各年4月1日現在

平成4年	42人	平成18年	207人
平成5年	57人	平成19年	288人
平成6年	53人	平成20年	373人
平成7年	62人	平成21年	342人
平成8年	70人	平成22年	342人
平成9年	63人	平成23年	348人
平成10年	60人	平成24年	350人
平成11年	60人	平成25年	396人
平成12年	63人	平成26年	407人
平成13年	81人	平成27年	428人
平成14年	101人	平成28年	467人
平成15年	118人	平成29年	511人
平成16年	152人	平成30年	611人
平成17年	162人		

【外国人児童・生徒学習保障事業の沿革】

平成2年度 通訳指導員を配置。
 平成3年度 土田小に日本語適応指導教室開設。
 平成4年度 外国人児童生徒交流会開始。
 平成7年度 今渡北小に日本語適応指導教室開設。
 平成11年度 蘇南中に日本語適応指導教室開設。
 平成15・16年度 外国人の子どもの教育環境に関する実態調査(行政・民間団体・研究者の協働研究)を行う。

平成17年度 外国人児童・生徒学習保障事業要綱策定。外国人児童生徒適応指導教室「ばら教室 KANI」開設。日本語適応指導教室の名称を国際教室に変更。国際教室担当者会実施。外国人児童生徒コーディネーター、通訳サポーター4名を配置。

平成18年度 外国人児童生徒・保護者への進路説明会実施。外国人派遣会社との懇談会実施。

平成19年度 通訳サポーター計5名配置。全小中学校の外国人児童・生徒担当者会(含:国際教室担当者会)を実施。外国人派遣会社との懇談会を実施。

平成20年度 参議院「少子高齢化・共生社会に関する調査会」に山田豊市長(当時)が参考人として招致され、「外国人児童・生徒学習保障事業」について報告。「外国人の就学支援基金」を全国ではじめて市・県・民間により設置。通訳サポーターを7名配置、「ばら教室 KANI」に指導助手を1名増員。広見小に国際教室を新規開設。10月より京都大学霊長類研究所と連携し、「外国人児童生徒の学習支援プログラム」に関する調査・研究を実施する。

平成21年度 今渡南小に国際教室を新規開設。
 平成23年度 中部中に国際教室を新規開設。
 平成25年度 「ばら教室 KANI」新築 4月内覧会実施。
 平成29年度 「ばら教室 KANI」増築。

「外国人児童・生徒の学習保障」事業実施基準

可児市教育委員会

＜目的＞
第1条 この基準は、可児市教育委員会事務組織等に関する規則(平成6年可児市教育委員会規則第7号)第10条学校教育課の項第9号の分掌事務に関し、外国人児童・生徒の学習保障事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、その初期対応や中長期にわたる計画的な教育環境の充実を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

＜事業体制＞
第2条 本事業に係る各担当と職務内容は、外国人児童・生徒の学習保障事業実施の手引き(以下「手引き」という。)別表1による。

＜事業の内容＞
第3条 本事業は、外国から来日して初めての就学として可児市立小中学校に入学する児童・生徒の学習指導及び中長期にわたって継続的に外国人児童・生徒の教育を充実するため、次の事業を実施する。

- 外国人児童・生徒に対する学校生活支援及び学習支援を、小中学校の「国際教室」と市内の「ばら教室 KANI」において行う。学校生活支援は、児童・生徒の状況を考慮し、保護者との懇談により進める。学習支援は、対象別・目的別に「初期指導」と「教科指導」に分けて実施する。各指導内容は、手引き別表2による。
- 外国人児童・生徒教育担当者会(手引き別表3による)を構成し、関係教員等への日本語指導や各研修会を実施する。
- 外国人児童・生徒の教育指導に関する資料室を設け、各種資料の収集や情報の共有化を図るとともに、調査・研究を行う。
- 各関係者との連携を図り、外国人児童・生徒の学習保障に関する総合的な方針案を策定する。

＜国際教室等＞
第4条 日本語指導や特別な教科指導が必要な外国人児童・生徒が在籍する市内小中学校に、岐阜県教育委員会との協議により国際教室を置き、担当教諭を配置する。

- 国際教室を置く小中学校は、外国人児童・生徒の学習指導の全体計画や指導計画を策定し、実態に応じた教育を行う。
- 国際教室を置かない小中学校は、校長・教頭・学級担任・教科担任・巡回指導員等と協議し、カリキュラムの編成や生活・学習の体制を整備する。
- 市教育委員会は、国際教室に通訳業務ができる指導助手を派遣する。
- 市教育委員会は、地域振興課や市国際交流協会等と連携を図るとともに、国際教室等における相談活動・通訳業務・学習支援等のために、関係者の派遣を求める。

＜ばら教室 KANI＞
第5条 市教育委員会では、ばら教室 KANI(可児市土田3795番地3)を設置し、外国人児童・生徒の学校教育に必要な生活指導や初期的な日本語指導を一定期間集中的に実施する。

- ばら教室 KANIに、室長・指導助手等を置く。室長は、学校教育課長の指示によりばら教室 KANIの管理運営と学習支援指導を行う。
- ばら教室 KANIへの外国人児童・生徒の入室は、当該児童・生徒の教育実態に基づき、保護者と本人に説明し、在籍校と学校教育課で決定する。入室までの手続きは、手引き別表4による。
- ばら教室 KANIでの修了は、当該児童・生徒の教育実態に基づき、保護者と本人に説明し、修了認定委員会決定する。修了認定委員会は、当該児童・生徒の在籍校長・学級担任・国際教室担当者・指導主事・室長・指導助手・外国人児童・生徒コーディネーターで構成する。
- ばら教室 KANIに通学する外国人児童・生徒は、在籍校において健康診断や予防接種を行うと共に、学校保険「日本スポーツ振興センター保険」に加入する。
- ばら教室 KANIへの通学方法等は、その保護者の責任とする。

＜外国人児童・生徒コーディネーター＞
第6条 市教育委員会は、次の職務を行うために外国人児童・生徒コーディネーターを置く。

- 外国人児童・生徒の教育に関する学習支援を行う。
- 外国人児童・生徒の教育状況に関する調査・研究を行う。
- 外国人児童・生徒の教育に関する小中学校への支援・指導・助言を行う。
- 外国人児童・生徒の教育に関する関係団体との連絡調整を行う。
- 指導助手、巡回指導員、その他協力者への支援・指導・助言を行う。

＜外国人児童・生徒巡回指導員＞
第7条 市教育委員会は、次の職務を行うために外国人児童・生徒巡回指導員を置く

- 国際教室を設置しない小中学校に在籍する児童・生徒への指導援助や保護者への教育相談、通訳業務、その他必要な業務を行う。

＜外国人児童・生徒の教育に関する資料室＞
第8条 市教育委員会は、外国人児童・生徒の教育に関する資料室を、ばら教室 KANI内に設置し、関係資料等を収集し、調査・研究に資する。

＜外国人児童・生徒の編入・転入学に関する手続き＞
第9条 外国人児童・生徒の編入・転入学に関する手続きは、手引き別表4による。

＜雑則＞
第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
 この基準は、平成17年4月1日から施行する